

通達甲（交. 規. 規3）第12号

平成24年5月22日

関係所属長 殿

交 通 部 長

交通規制支援ボランティア運用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、交通規制支援ボランティア運用要綱を制定し、平成24年5月22日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

交通規制支援ボランティア運用要綱

第1 目的

この要綱は、大震災（震度6弱以上の地震により、多数の人的被害が生じた災害をいう。）等の発生時に実施する交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

交通規制支援ボランティアの運用については、警視庁震災警備実施計画（平成24年3月5日通達甲（副監．備．災．震）第2号）、大震災の発生に伴う交通対策等実施要綱（平成24年3月5日通達甲（交．規．規3）第3号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 交通規制支援ボランティア

交通規制支援ボランティアとは、警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者（以下「地域住民等」という。）で、大震災等の発生時に、警察署長（以下「署長」という。）からの要請により交通規制の支援を行うものをいう。

第4 交通規制支援ボランティアの活動

交通規制支援ボランティアが行う活動は、次のとおりとする。

- 1 大震災等の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動
- 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等（以下「案内板等」という。）を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動
- 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

第5 交通規制支援ボランティアの活動地域

交通規制支援ボランティアが活動を行う地域は、原則として第6の規定により交通規制支援ボランティアとして登録されている警察署の管轄区域内とする。

第6 交通規制支援ボランティアの登録

署長は、交通規制支援ボランティア活動に参加する意思のある地域住民等を交通規制支援ボランティアとして登録し、別記様式第1号の「交通規制支援ボランティア一覧表」を作成して、その登録状況を把握しておくものとする。

第7 教養訓練の実施

署長は、教養訓練の実施責任者に交通担当課長（島部警察署にあっては次長）を充て、交通規制支援ボランティアに対する具体的な教養訓練を年1回以上実施させるものとし、大震災等の発生時における活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

第8 交通規制支援ボランティアに対する支援の要請

- 1 署長は、交通規制支援ボランティアに対する連絡要領をあらかじめ定めておくものとする。
- 2 署長は、大震災等の発生に伴う交通規制が実施され、交通規制支援ボランティアによる活動が必要であると認めた場合は、その任務、参集場所、活動時間等を特定した上で、交通規制支援ボランティアに対して支援を要請するものとする。
- 3 署長は、警察官が配置されている交差点以外の場所において、交通規制支援ボランティアに前記第4の1に定める活動を行わせてはならない。

第9 報告等

- 1 署長は、毎年4月1日現在の交通規制支援ボランティアの登録状況を、同月末日までに、交通規制支援ボランティア一覧表により交通部長（交通規制課規制第三係経由。以下同じ。）に報告するものとする。
- 2 署長は、交通規制支援ボランティアに変更があった場合は、その都度、別記様式第2号の「交通規制支援ボランティア登録者変更報告書」により交通部長に報告するとともに、交通規制支援ボランティア一覧表を整理するものとする。
- 3 署長は、交通規制支援ボランティアに対して教養訓練を実施した場合は、別記様式第3号の「交通規制支援ボランティア教養訓練実施報告書」により交通部長に報告するものとする。
- 4 署長は、交通規制支援ボランティアの活動に伴い、受傷事故等の特異事案が発生した場合は、交通部長に速報するものとする。

第10 交通規制支援ボランティアの活動中における災害補償等

- 1 署長は、交通規制支援ボランティアが活動中に受傷した場合は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）等が適用されることから、本部関係所属と連携を密にして所要の手続を行うものとする。
- 2 交通規制課長は、交通規制支援ボランティアの活動に起因する損害を補償する保険の加入に努めるものとする。

第11 留意事項

- 1 署長は、訓授等を通じて、交通規制支援ボランティア制度の趣旨を署員に周知徹底させるものとする。
- 2 署長は、平素の交通安全活動等を通じて、管内の学校、町会、自治会、事業者等に交通規制支援ボランティア活動への参加を働き掛けるなどして、地域住民等の自主的参加意識の醸成を図り、その活性化に努めるものとする。
- 3 署長は、交通規制支援ボランティアの活動状況を確実に把握し、現場の状況に応じた具体的な指導及び助言を行うものとする。
- 4 署長は、現場の警察官に交通規制支援ボランティアと常に緊密な連携を保持させ、受傷事故防止に特段の配慮をするものとする。

交通規制支援ボランティア一覧表

- 交通整理等用
 案内板等設置用
 その他の活動用

警察署
年 月 日現在

番号	氏 名	住 所	電 話	備 考

注1 該当の□印の中にレを付けること。
 2 案内板等設置用にレを付けた場合、備考欄に設置箇所を記載すること。
 3 その他の活動用にレを付けた場合、備考欄に活動内容を記載すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

交 通 部 長 殿

警 察 署 長

交通規制支援ボランティア登録者変更報告書

1 登録者変更日

年 月 日

2 登録者変更種別

新規 抹消 変更

3 活動種別

交通整理等 案内板等設置 その他の活動

4 登録者変更氏名等

(1) 旧登録者氏名等

氏名	住所	電話番号	備考



(2) 新登録者氏名等

氏名	住所	電話番号	備考

注1 該当の□印の中にレを付けること。

2 案内板等設置にレを付けた場合、備考欄に設置箇所を記載すること。

3 その他の活動にレを付けた場合、備考欄に活動内容を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

交 通 部 長 殿

警 察 署 長

交通規制支援ボランティア教養訓練実施報告書

日 時 ・ 場 所	年 月 日	
教養訓練指導者		
参 加 人 員	人	
教 養 訓 練 科 目 〔 該当項目に ○印を記入 〕	1 交通規制等の教養	2 交通整理誘導要領
	3 信号機操作（補助）要領	4 交通広報要領
	5 案内板等設置要領	6 資器（機）材取扱要領
	7 その他（ ）	
実 施 内 容		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。